

市民活動促進条例に係るパブリックコメント手続に提出された意見と市の考え方(平成18年度)

項目	意見	市の考え方
<p>条例全般</p>	<p>市民参画推進条例と市民活動促進条例の違いは何か。</p> <p>市民意見 自治基本条例の中での位置付けは? 市民参画条例と市民活動条例の違いがわかりにくい。 両条例を同時に制定することが必要だったのか疑問。</p>	<p>2つの条例は、ともに自治基本条例で規定しているまちづくりの基本理念である「市民自治のまちづくり」の実現を目的としています。</p> <p>市民参画推進条例は、市の施策に市民の皆さんの意見を反映するため、施策の決定過程に市民の皆さんが様々な形で関わることを推進する条例です。</p> <p>一方、市民活動促進条例は、市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のために行う活動を促進する条例です。</p> <p>このように役割や守備範囲などが異なるため、それぞれ条例化することによって、市民の皆さんに分かりやすく、活用しやすくなるものと考えています。</p>
	<p>市民活動が行政の下請けや安価なお手伝いにならないよう自立することが大切である。</p> <p>市民意見 市民へ責務を課すと市民の自主性を損ねて、市民を市の事業の下請けとして使役するように感じます。 行政の下請け傾向は行政側の姿勢に問題あり。 市民活動が行政の下請けや安価なお手伝いにならないよう自立することが大切だ。 協働は積み重ねを大切にすべきだ。</p>	<p>「行政の下請け」や「安価なお手伝い」などの背景には、市民活動を都合の良い手段としてみなす考え方があります。そうした考え方を持つ人は行政職員だけでなく、市民のみなさまの中にもいることでしょう。そうならないためにも、市民活動のあり方や大切さを理念として規定し、啓発していく必要があると考えます。</p>
	<p>条例がわかりにくい。</p> <p>市民意見 生活の中で何がかわるのかわかりにくい。 一般市民にとって非常に解かりにくい条例 事前に資料があればよかったと思う。 事前に勉強が必要。 放置自転車やタバコならわかりやすい。</p>	<p>身近なこととして考えることが難しい条例だと思いますが、市民活動の理念と促進の基本的なルールを規定する重要な条例ですので、周知に努めます。また、解説書やパンフレットなど、わかりやすい資料づくりに努めます。</p>
<p>基本理念</p>	<p>市民活動を尊重する条例であってほしい。</p> <p>市民意見 ”人のために役立ちたい”という事は人の根底にあり、精神的な幸福を求めていくとき、この条例の制定は大きな意味がある。 大切な条例なので良いものができることを期待 ボランティアの活動に市政も協同して貰えるのかな、と楽しみにしております。 行政に頼るばかりでなく、自分の出来ることをして、人の役に立ち、死ぬまで社会参加して、生き甲斐のある生活を送れる社会になってほしい。 市民種加の基本理念を「市民種加の価値」としてはどうか? ボランティアの仕事は大変な仕事で、腹を据えてやらなければ出来ない。 市民種加については、努力・勤勉・誠実さが尊重されたい、多様な価値観、少数意見が活かされない社会。大事にしてほしい。 自治は住民であり、市外の人やその他の人・事業者は協力関係にあると考える方がよいのではないかと?</p>	<p>本条例では、市民活動を単なる手段として位置付けるのではなく、多様な価値観の尊重や、見過ごされやすい意見の尊重、人と人との関係性の中で生まれる価値や成長を理念として明記しました。市としても、そのような理念を尊重していきたいと考えています。</p>

項目	意見	市の考え方
前頁の続き 基本理念	<p>市民活動団体が行うことができるものは行政がやるべきではない。</p> <p>市民意見 市民活動団体が行うことができるものは行政がやるべきではない。 清水区のサンライズフォーラム。税金を使ってやるものか大いに疑問あり。市民活動がやるべきものである。行政と市民活動の区分けを明確にするのか？</p>	<p>市民活動と行政それぞれの守備範囲については、時代や地域性などの社会的背景によって変わっていくものであり、そのときどきの市民が対話の中で決めるべきものです。本条例と市民参画推進条例は、そうした対話を保障する条例であると考えます。</p>
基本原則	<p>市からの情報提供が必要である。</p> <p>市民意見 行政も市民も参画推進や活動促進を共通認識とすることは重要である 相互提案では、市は市民に対し、丁寧な情報提供が大前提で、市民が自主的に何が出来るかを判断できる環境が大切。 専門家としての行政の助言を的確に提供して欲しい 市民の自覚を促すためには、まちづくりについて、きめ細かな情報を伝えることが必要</p> <hr/> <p>市民活動団体の情報を知りたい。</p> <p>市民意見 市民活動団体が市民一般にはあまりにも知られていない。 他団体の情報を知りたい NPOの運営方法を知りたい 補助金・助成金の申請の仕方がわからない。</p>	<p>相互理解や情報共有は、市民活動を促進しようとするときに必要不可欠なものですので、基本原則として規定し、推進していきたいと考えます。</p>
市民と市の責務	<p>自由と責任を生かす条例であって欲しい。</p> <p>市民意見 「努めるものとする」という表現は、どの程度の拘束力をもつのか。「活動する、しない」は個人の自由な裁量ではないか。 協働事業の市民の責務とせず、市民の役割としてはどうか。 市の責務は「なりません」でよい 条例、規則など如何に守ってゆく、参加してゆかが大切だ。 責務だと堅い印象がある。 日本国憲法の自由と責任(義務)の精神を生かす条例であって欲しい。 市民が意見を自由に述べるとともに、その責務を果たすことも大事にする条例でありたい。 思いつきの意見に責任を押し付けられない雰囲気づくり 過度の干渉ではなく、さりとした目配り気配りで助け合える社会作りのための条例になってほしい。 「自発性」「先駆性」「創造性」「継続」など、どれも大切な言葉である。</p>	<p>市民活動については、「自発性」が重要であることから、強制を伴う義務とせず、努力規定として規定します。社会全体で市民活動が促進されるような仕組みや環境づくりを進めるということですので、個人が市民活動を行うことを強制しませんが、市民活動に否定的な立場の人であっても、他の人が自発的に活動しようとするのを邪魔したりせず、活動しやすい雰囲気づくりに努めることが求められます。</p> <p>なお、市が行うべきこととのうち、「相互提案の仕組みの整備」や「基本計画の策定」など、行うべきことが具体的で明確な事項については、市の義務として規定します。</p>

項目	意見	市の考え方
基本計画	<p>現行の市民活動基本指針を尊重して欲しい。</p> <p>市民意見 「市民都市実現に向けて、市民活動と行政の協働のための基本指針」を尊重してほしい。 市民活動基本指針と、条例骨子案の基本指針は何が違うのか？</p>	<p>本条例は、市民活動の促進にあたり、現行の基本指針を基に不変の理念や手続きについて条例として規定いたしました。具体的な施策や事業については、条例で策定が義務づけられている基本計画の中に位置づけるものとします。</p> <p>ご提案のあったアイデアにつきましては、平成19年度に予定している基本計画の策定の際に参考とさせていただきます。</p>
	<p>具体的な施策はどうするのか。</p> <p>市民意見 市民活動を市民にアピールするために市民税1%ルールによる助成の導入 公民館などの使用料の免除は、環境の整備にはあたらぬだろうか。 NPOの立ち上げは資金面で苦勞 ボランティアの賛同協力者が集まらない。 具体的項目の計画と、年度ごとの実施経緯などもっとわかりやすく。 NPOや行政の協働で小さなコミュニティの単位でいろいろなことが循環するシステムが大事</p>	<p>市民活動を担う市民が、企業や行政と対等な立場で自立的・継続的に社会的役割を担っていくためには、組織的な活動が必要です。市民活動団体が自立するための環境づくりについては、基本計画の中に位置づけるものとします。</p> <p>なお、法人化についてはどの団体にも必要ということではありません。</p>
	<p>市民活動団体が自立できる環境づくりが大事である。</p> <p>市民意見 自立して活動できる環境の整備は大事だ。 ボランティア団体が自立していく必要性を感じている 市民活動の促進はNPOを増やすということか？</p>	<p>市民活動を担う市民が、企業や行政と対等な立場で自立的・継続的に社会的役割を担っていくためには、組織的な活動が必要です。市民活動団体が自立するための環境づくりについては、基本計画の中に位置づけるものとします。</p> <p>なお、法人化についてはどの団体にも必要ということではありません。</p>
庶務(担当課)	<p>本条例の担当課を明確にし、継続的に取り組んで欲しい。</p> <p>市民意見 NPOと行政の協働を促進する担当課はどこか？ 市民活動の担当課は、情報交流のために足を運ぶべきだ。 準備段階を含めて協働事業が、担当者が異動しても継続性が保てるようにしてほしい。</p>	<p>機構改革で平成19年度に設置する生活文化局が本条例を担当するものとして規定します。</p> <p>条例化によって、これまで任意に行われていた市民活動の促進、協働事業などを市民と市双方の統一した共通ルールとするとともに、市長や職員が変わっても、市の事業を継続的に進めることができます。</p>
	<p>職員一人一人に姿勢や取り組みを徹底して欲しい。</p> <p>市民意見 実施窓口となる部局によっては、対応が上手くないところがある。 職員方の気持ちを教えて頂きたい。 説明はある程度理解したが、説明職員の心意気が感じられない。</p>	

項目	意見	市の考え方
その他	<p>条文の表現がわかりにくい。</p> <p>市民意見 カタカナ文字は本来の単語を書けば辞書をひいて調べられる。 サブタイトルをつけたほうが良いと思う。 誰でも解る様にカタカナ言葉でなく日本語にすべきだ 項目7は日本語としてスマートでなく、意味がつかみにくい。</p>	<p>法律用語の範囲で、できる限り、わかりやすい表現に努めました。また、解説書やパンフレットなど、わかりやすい資料づくりに努めます。</p>
	<p>タウンミーティングやパブリックコメントのやり方をもっと工夫すべきだ。</p> <p>資料は思い切って部数を用意する方がよい タウンミーティングのアピールの仕方を工夫すべき。 例えばTV。 タウンミーティングの参加者が少なく残念。 このタウンミーティングで市民の理解が得られたと思われても困る。 説明が全く理解できない。資料と条例文と図解との突合せで説明いただきたい。 低年齢者の多数常連が初めて聞く話で十分理解が出来なかった。 TMは平日と休日の両方でやってほしい。 具体的・身近なまちづくりの話でなければ意味がない ことばによる具体的説明の方がわかりやすい 単に条例の説明では意見の出しようがない パソコンでの説明はわかりにくい 広報やHPなどを使ってうまく伝わらない。どうやって説明していけばよい思っているのか？</p>	<p>タウンミーティングとパブリックコメントの方法については、今回は実施する過程で改善に努めました。お寄せいただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>